

基 発 1109 第 1 号
令和 5 年 11 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）については、令和5年11月9日に告示され、令和7年4月1日から適用することとされたところである。その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものである。

2 告示の概要

本告示は、譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示（以下「ラベル表示」という。）及び文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたものであること。

3 適用期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2にラベル・SDS対象物質として個別列挙された物質のうち、改正省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものについては、同日から本告示の規定を適用すること。
- (2) 現行のラベル・SDS対象物質のうち、本告示によってラベル表示に係る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値が改正省令による改正前の安衛則別表第2の値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。
- (3) ラベル表示に係る(2)の裾切値の経過措置を適用する物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、令和9年3月31日までの間、ラベル表示に係る裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。

第2 細部事項

1 令別表第9に掲げる物に係る裾切値（第1条及び別表第1関係）

- (1) 本告示別表第1は、ラベル・SDS対象物質のうち改正政令による改正後の令別表第9に掲げる物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
なお、本告示別表第1に規定する裾切値は、改正省令による改正前の安衛則別表第2の値と同じであること。
- (2) 第1条ただし書の規定は、改正省令による改正後の安衛則第30条において、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）」をラベル表示の対象から除外している規定と同様に、当該状態に該当する製剤その他の物の裾切値を100パーセントと規定することにより、当該状態に該当する製剤その他の物をラベル表示の対象から除外する趣旨であること。

2 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値（第2条及び別表第2関係）

- (1) 本告示別表第2は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
- (2) 本告示別表第2の左欄に掲げる物質は、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（以下「JIS Z7252」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）における異性体混合物の分類結果を踏まえ裾切値を設定したもの、改正省令による改正後の

安衛則別表第2において複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち当該名称に含まれる各物質について国が行う化学品の分類における分類結果を踏まえ裾切値を分けて設定したもの、爆発性を踏まえて裾切値を設定しないもの、その他物の種類に応じて個別に裾切値を設定したものであること。

3 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値（第3条、第4条及び別表第3関係）

- (1) 本告示別表第3は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有害性区分に応じて、次のア及びイに掲げる考え方により規定したこと。なお、混合物であって、JIS Z 7252において濃度限界（未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値をいう。以下同じ。）が1パーセントを超える値で設定されている物質については、仮に混合物としての有害性分類がなされていない場合であっても、当該物質の物理的及び化学的性質又は取扱い方法によっては高い濃度で当該物質にばく露することによる健康障害のおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に関する情報を伝達する必要があるため、裾切値を1パーセントとしたものであること。

ア 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）において濃度限界とされている値とし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち最も低い数値を採用する。

- (2) 第4条中「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS対象物質のうち、国が行う化学品の分類において、健康に対する有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物をいうこと。

第3 その他

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

第4 関係通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」の記について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
1 ～ 3 (略) <u>4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について</u> <u>(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いもの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。</u> <u>ア 皮膚刺激性有害物質 1 パーセント</u> <u>イ 皮膚吸収性有害物質 1 パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）</u> <u>(2) (1)に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方をを用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼</u>	1 ～ 3 (略) (新設)

<u>刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については気体を除く。）の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。</u> <u>5</u> （略）	<u>4</u> （略）
--	---------------------

別表第1（第1条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
アリル水銀化合物	1パーセント	0.1パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1パーセント	1パーセント
アルキル水銀化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
アルミニウム	1パーセント	1パーセント
アルミニウム水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント
イットリウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント
インジウム	1パーセント	1パーセント
インジウム化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ウラン及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銀及びその水溶性化合物	1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	1パーセント	0.1パーセント
コバルト及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ジルコニウム化合物	1パーセント	1パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
すず及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
セレン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
タンタル及びその酸化物	1パーセント	1パーセント
鉄水溶性塩	1パーセント	1パーセント
テルル及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
銅及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ニッケル	1パーセント	0.1パーセント
ニッケル化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
白金及びその水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
ハフニウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント

バリウム及びその水溶性化合物	1 パーセント	1 パーセント
砒素 ^ひ 及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
弗素 ^ふ 及びその水溶性無機化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
マンガン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
無機マンガン化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
モリブデン及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
沃 ^{よう} 化物	1 パーセント	1 パーセント
沃素	1 パーセント	0.1 パーセント
ロジウム及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント

別表第2（第2条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
石綿（令第16条第1項第4号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
キシリジン	1 パーセント	0.1 パーセント
キシレン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
クロロフェノール	1 パーセント	0.1 パーセント
鉱油	1 パーセント	0.1 パーセント
四アルキル鉛	－（加鉛ガソリンにあつては、100パーセント。）	0.1 パーセント
ジクロロエタン（1，1－ジクロロエタンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロエタン（1，2－ジクロロエタンに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，2－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンを除く。）	1 パーセント	1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1 パーセント	0.1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1 パーセント	1 パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールを除く。）	1 パーセント	1 パーセント
ジメチルヒドラジン（1，1－ジ	1 パーセント	0.1 パーセント

メチルヒドラジンに限る。)		
ジメチルヒドラジン（１，２－ジメチルヒドラジンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)	1 パーセント	0.1 パーセント
硝酸アンモニウム	－	－
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	1 パーセント	1 パーセント
ダイオキシン類（２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ダイオキシン類（令別表第３第１号３に掲げるもの及び２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンを除く。)	0.3 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン（１，１，１－トリクロロエタンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン（１，１，２－トリクロロエタンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン	1 パーセント	0.1 パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン塩酸塩	1 パーセント	1 パーセント
トルイジン	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ニトログリセリン	－（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、1 パーセント。)	－（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1 パーセント。)
ニトロセルローズ	－	－
ニトロトルエン（２－ニトロトル	0.1 パーセント	0.1 パーセント

エンに限る。)		
ニトロトルエン（3－ニトロトルエンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
ニトロトルエン（4－ニトロトルエンに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ニトロプロパン（1－ニトロプロパンに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ニトロプロパン（2－ニトロプロパンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ピクリン酸	－	－
ブタノール（イソブチルアルコール及び1－ブタノールに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2－ブタノールに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
ペンタクロロフェノール（別名 P C P）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1 パーセント	0.1 パーセント
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンを除く。)	1 パーセント	1 パーセント
硫酸亜鉛	1 パーセント	0.1 パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1 パーセント	1 パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）を除く。)	0.3 パーセント	0.1 パーセント

別表第3（第3条関係）

有害性区分		令第18条第3号の含有量 （重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量 （重量パーセント）
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1 パーセント	1 パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1 パーセント	1 パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1 パーセント	1 パーセント
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1 パーセント	0.1 パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2 パーセント	0.1 パーセント
皮膚感作性	1	1 パーセント	0.1 パーセント

生殖細胞変異原性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	1 パーセント
発がん性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
生殖毒性	1	0.3 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1 ～ 3	1 パーセント	1 パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1 ～ 2	1 パーセント	1 パーセント
誤えん有害性	1	1 パーセント	1 パーセント

基 発 0704 第 1 号
令和 5 年 7 月 4 日
一部改正 基 発 1109 第 1 号
令和 5 年 11 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号。以下「施行通達」という。）の記の第 4 の 8（2）において、「別途示すものが含まれること」とされているところであるが、今般、「別途示すもの」について下記のとおり示すので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

本通達は、安衛則第 594 条の 2 第 1 項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す趣旨であること。

本通達は、現時点での知見に基づくものであり、国が行う化学品の分類（日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果（以下「国が公表する GHS 分類の結果」という。）の見直しや新たな知見が示された場合は、必要に応じ、見直されることがあること。

2 用語の定義

（1）皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達記の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

(2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

3 皮膚吸収性有害物質に該当する物

皮膚吸収性有害物質には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する化学物質が含まれること。

- (1) 国が公表するGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること

イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

- (2) 国が公表するGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

- (3) 国が公表するGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について

- (1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係る値のうち最

も低いもの) 未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。

ア 皮膚刺激性有害物質 1 パーセント

イ 皮膚吸収性有害物質 1 パーセント (国が公表する GHS 分類の結果、生殖細胞変異原性区分 1 又は発がん性区分 1 に区分されているものは 0.1 パーセント、生殖毒性区分 1 に区分されているものは 0.3 パーセント)

- (2) (1) に定める値は、労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(令和 5 年厚生労働省告示第 304 号)の別表第 3 における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方をを用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」(呼吸器感作性については気体を除く。)の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。

5 該当物質の一覧

- (1) 3 の皮膚吸収性有害物質に該当する物は、別添に掲げるとおりであること。

- (2) 次に掲げる物質の一覧を厚生労働省ホームページで公表していること。

ア 3 の皮膚吸収性有害物質

イ 皮膚刺激性有害物質 (国が公表する GHS 分類の結果があるものに限る)

ウ 特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質

皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシマリン (別名ワルファリン)	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアン酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ [1, 2, 3-c d] ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	
31	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)	
32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]オキソラン-2-オン (別名ピロカルピン)	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	

36	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	
38	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジブロミド（別名ジクアット）	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス（チオホスホン酸）O, O, O', O'-テトラエチル（別名スルホテップ）	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称
65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム（VI）に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル=クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	

72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン (3-クロロアニリン)/クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)	
79	2-クロロ-1,3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオン酸	
83	クロロメタン (別名塩化メチル)	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O', O''-ジエチル=ホスホロチオアート	
86	1,2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2,4-ジアミノアニソール	
89	2,4-ジアミノトルエン	
90	シアン化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト	
92	ジエタノールアミン	
93	N,N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト	
98	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	
100	ジエチレングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラエチル (別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサノール	
104	シクロヘキサノン	
105	3,4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	

109	1, 4 - ジクロロ - 2 - ブテン	
110	1, 3 - ジクロロプロペン	
111	ジシクロヘキシルアミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリン酸O - エチル - O - (4 - メチルチオフェニル) - S - ノルマル - プロピル (別名スルプロホス)	
113	ジチオリン酸O, O - ジエチル - S - (2 - エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	
114	ジチオリン酸O, O - ジエチル - S - エチルチオメチル (別名ホレート)	
115	ジチオリン酸O, O - ジエチル - S - (ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	
116	ジチオリン酸O, O - ジメチル - S - [(4 - オキソ - 1, 2, 3 - ベンゾトリアジン - 3 (4 H) - イル) メチル] (別名アジンホスメチル)	
117	ジチオリン酸O, O - ジメチル - S - 1, 2 - ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4 - ジニトロ - 6 - (1 - メチルプロピル) - フェノール	
121	2 - (ジーノルマル - ブチルアミノ) エタノール	
122	ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	
123	2 - ジフェニルアセチル - 1, 3 - インダンジオン	
124	1, 2 - ジブromoエタン (別名EDB)	
125	1, 2 - ジブromo - 3 - クロロプロパン	
126	ジベンゾ [a, h] アントラセン (別名1, 2 : 5, 6 - ジベンゾアントラセン)	
127	ジベンゾ [a, h] ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ [a, i] ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N - ジメチルアセトアミド	
130	N, N - ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)	
132	3, 7 - ジメチル - 2, 6 - オクタジエナール (別名シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル = クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N - ジメチルニトロソアミン	
137	ジメチル - パラ - ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	
138	1, 1' - ジメチル - 4, 4' - ビピリジニウム塩	
139	2, 2 - ジメチル - 1, 3 - ベンゾジオキソール - 4 - イル - N - メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N - ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	

142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ（パラ-フェニレン）-ジオキシービス（チオホスホン酸）O，O，O'，O'-テトラメチル（別名テメホス）	
146	チオフェノール	
147	チオリン酸O，O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	
148	チオリン酸O，O-ジエチル-エチルチオエチル（別名ジメトン）	
149	チオリン酸O，O-ジエチル-O-（6-オキソ-1-フェニル-1，6-ジヒドロ-3-ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）	
150	チオリン酸O，O-ジエチル-O-（3，5，6-トリクロロ-2-ピリジニル）（別名クロルピリホス）	
151	チオリン酸O，O-ジエチル-O-（2-ピラジニル）（別名チオナジン）	
152	チオリン酸O，O-ジエチル-O-〔4-（メチルスルフィニル）フェニル〕（別名フェンスルホチオン）	
153	チオリン酸O，O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン）	
154	チオリン酸O，O-ジメチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	
157	N-（1，1，2，2-テトラクロロエチルチオ）-1，2，3，6-テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタフォル）	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1，1，1-トリクロロ-2，2-ビス（4-メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	
166	2，4，5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2，3，4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1，2，3-トリクロロプロパン	
169	1，2，3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1，3，5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2，4，6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。

173	トルエン	
174	ナトリウム＝1－オキソ－1λ（5）－ピリジン－2－チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1－ナフチルチオ尿素	
176	1－ナフチル－N－メチルカルバメート（別名カルバリル）	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N－ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N－ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2－ニトロトルエン及び 3－ニトロトルエンに限 る。
183	ニトロプロパン	1－ニトロプロパンに限 る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	
186	ノルマル－ブチルアミン	
187	ノルマル－ブチル－2，3－エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラ－アニシジン	
190	パラ－クロロアニリン	
191	パラ－ターシャリーブチル安息香酸	
192	パラ－ニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス（2－クロロエチル）エーテル	
195	ビス（2－クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）	
196	ビス（2－クロロエチル）メチルアミン（別名HN2）	
197	ビス（ジチオリン酸）S，S’－メチレン－O，O，O’，O’－テトラエ チル（別名エチオン）	
198	S，S－ビス（1－メチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオ アート（別名カズサホス）	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4－ビニルシクロヘキセンジオキシド	
202	N－ビニル－2－ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ピリジン	
205	2－ピリジンチオール－1－オキシドの亜鉛塩（別名ジンクピリチオ ン）	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N－フェニル－1，4－ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称

210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	
215	ブタン-2-オン=オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2,3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	
222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマル-プロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル (別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	ブロモクロロメタン	
229	ブロモジクロロメタン	
230	2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール (別名ブロノポル)	国によるGHS分類の名称
231	2-ブロモプロパン	
232	3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	
235	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	
236	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	

241	ヘキサヒドロ－１，３，５－トリニトロ－１，３，５－トリアジン（別名シクロナイト）	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	
244	１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－２，３－エポキシ－２，３，３a，４，７，７a－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１H－インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）	
245	１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－３a，４，７，７a－テトラヒドロ－４，７－メタノ－１H－インデン（別名ヘプタクロル）	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名PFOS）	
248	ベンジルアルコール	
249	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物	
250	ベンゾ〔a〕アントラセン	
251	ベンゾ〔a〕ピレン	
252	ベンゾ〔e〕フルオラセン	
253	ベンゾ〔j〕フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ〔k〕フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メタ－キシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸２，３－エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N－メチルアニリン	
264	メチル＝イソチオシアネート	
265	メチルエチルケトン	
266	N－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル（別名フェノブカルブ）	
267	メチルシクロヘキサノン	
268	２－メチル－４，６－ジニトロフェノール	
269	２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチル－ノルマル－ブチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N－メチル－２－ピロリドン	
275	３－メチル－１－（プロパン－２－イル）－１H－ピラゾール－５－イル＝ジメチルカルバマート	
276	４－メチル－２－ペンタノール	
277	N－メチルホルムアミド	

278	S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセチミデート （別名メソミル）	
279	4，4'－メチレンジアニリン	
280	メチレンビス（4，1－フェニレン）＝ジイソシアネート（別名MD I）	
281	1－（2－メトキシ－2－メチルエトキシ）－2－プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）	
287	りん酸ジ－ノルマル－ブチル	
288	りん酸ジ－ノルマル－ブチル＝フェニル	
289	りん酸1，2－ジブromo－2，2－ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナ レド）	
290	りん酸ジメチル＝（E）－1－（N，N－ジメチルカルバモイル）－1 －プロペン－2－イル（別名ジクロトホス）	
291	りん酸ジメチル＝（E）－1－（N－メチルカルバモイル）－1－プロ ペン－2－イル（別名モノクロトホス）	
292	りん酸ジメチル＝1－メトキシカルボニル－1－プロペン－2－イル （別名メビンホス）	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ（オルト－トリ リル）に限る。
294	りん酸トリ－ノルマル－ブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	

○厚生労働省告示第三百四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。

令和五年十一月九日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める

基準

（労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物に係る基準）

第一条 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十八条第一号に掲げる物に係る同条第三号の基準及び令第十八条の二第一号に掲げる物に係る同条第三号の基準は、別表第一の左欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る令第

十八条第三号の基準は、百パーセントとする。

一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を

生ずるもの

（労働安全衛生規則別表第二に掲げる物に係る基準）

第二条 令第十八条第二号に掲げる物（別表第二の左欄に掲げる物に限る。）に係る同条第三号の基準及び

令第十八条の二第二号に掲げる物（同欄に掲げる物に限る。）に係る同条第三号の基準は、別表第二の左

欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。この場合において

は、前条ただし書の規定を準用する。

第三条 令第十八条第二号に掲げる物（別表第二の左欄に掲げる物を除く。）に係る同条第三号の基準及び

令第十八条の二第二号に掲げる物（同欄に掲げる物を除く。）に係る同条第三号の基準は、令第十八条第

二号に規定する期日までに区分された国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十

五号)に基づく日本産業規格Z七二五二(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。)の結果に基づき、別表第三の左欄に掲げる有害性区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値(同表の左欄に掲げる有害性区分のうち二以上の有害性区分に該当する物にあつては、その該当する有害性区分に係る同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値のうち、それぞれ最も低いもの)とする。この場合においては、第一条ただし書の規定を準用する。

第四条 前条の化学品の分類の結果、有害性区分が区分されていない物に係る令第十八条第三号及び令第十八条の二第三号の基準は、それぞれ一パーセントとする。この場合においては、第一条ただし書の規定を準用する。

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から適用する。ただし、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百二十一号)附則第二項に該当する物については、令和八年三月三十一日まで

の間は、この告示の規定は、適用しない。

(名称等を表示すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「則」という。)別表第二の16、19、

51、125、319、347、602、631、648、660、661、664、665、721、734、735、778(二・二―ジクロロエタンに限る。)、

788、858、895、913、995、1040、1069、1128、1213、1222、1285、1346(二・一・一―トリクロロエタンに限る。)、1359、

1387、1454、1462、1497(二―ニトロプロパンに限る。)、1498、1521、1523、1618、1657、1682、1818、1827、1834、1890(ペルフル

オロオクタン酸アンモニウムに限る。)、1934(ペンタクロロフェノール(別名PCP)に限る。)、1948

(ほう酸ナトリウムに限る。)、2043、2108、2160及び2255の項に掲げる物に対するこの告示の令第十八条第二号

に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例
による。

2 前項に規定する物であつて、令和八年四月一日において現に存するものに対するこの告示の令第十八条
第二号に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和九年三月三十一日までの間は、なお従
前の例による。

(名称等を通知すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

1557、	1562、	1582、	1766、	1791、	1804、	1844、	2043、	2094、	2255、	2257及び2267の項に掲げる物に対するこの告示の令第十八条の二	第三条 則別表第二の57、125、188、321、408、551、631、761、795、820、870、871、996、1224、1371、1454、1458、1462、1521、
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----------------------------------	---

第二号に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

別表第1（第1条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
アリル水銀化合物	1パーセント	0.1パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1パーセント	1パーセント
アルキル水銀化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
アルミニウム	1パーセント	1パーセント
アルミニウム水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント
イットリウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント
インジウム	1パーセント	1パーセント
インジウム化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ウラン及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銀及びその水溶性化合物	1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	1パーセント	0.1パーセント
コバルト及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ジルコニウム化合物	1パーセント	1パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
すず及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
セレン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
タンタル及びその酸化物	1パーセント	1パーセント
鉄水溶性塩	1パーセント	1パーセント
テルル及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
銅及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ニッケル	1パーセント	0.1パーセント
ニッケル化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
白金及びその水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
ハフニウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント

バリウム及びその水溶性化合物	1 パーセント	1 パーセント
砒素 ^ひ 及びその化合物	0.1 パーセント	0.1 パーセント
弗素 ^ふ 及びその水溶性無機化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
マンガン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
無機マンガン化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
モリブデン及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント
沃 ^{よう} 化物	1 パーセント	1 パーセント
沃素	1 パーセント	0.1 パーセント
ロジウム及びその化合物	1 パーセント	0.1 パーセント

別表第2（第2条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
石綿（令第16条第1項第4号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
キシリジン	1 パーセント	0.1 パーセント
キシレン	0.3 パーセント	0.1 パーセント
クロロフェノール	1 パーセント	0.1 パーセント
鉱油	1 パーセント	0.1 パーセント
四アルキル鉛	－（加鉛ガソリンにあつては、100パーセント。）	0.1 パーセント
ジクロロエタン（1，1－ジクロロエタンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロエタン（1，2－ジクロロエタンに限る。）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロエチレン（1，2－ジクロロエチレンに限る。）	1 パーセント	1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンを除く。）	1 パーセント	1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1 パーセント	0.1 パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1 パーセント	1 パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールに限る。）	1 パーセント	0.1 パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールを除く。）	1 パーセント	1 パーセント
ジメチルヒドラジン（1，1－ジ	1 パーセント	0.1 パーセント

メチルヒドラジンに限る。)		
ジメチルヒドラジン（１，２－ジメチルヒドラジンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)	１ パーセント	１ パーセント
１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩（１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)	１ パーセント	0.1 パーセント
硝酸アンモニウム	－	－
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
人造鈳物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	１ パーセント	１ パーセント
ダイオキシン類（２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ダイオキシン類（令別表第３第１号３に掲げるもの及び２，３，７，８－テトラクロロジベンゾ－１，４－ジオキシンを除く。)	0.3 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン（１，１，１－トリクロロエタンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン（１，１，２－トリクロロエタンに限る。)	１ パーセント	0.1 パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン	１ パーセント	0.1 パーセント
２，４，５－トリメチルアニリン塩酸塩	１ パーセント	１ パーセント
トルイジン	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ニトログリセリン	－（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、１ パーセント。)	－（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1 パーセント。)
ニトロセルローズ	－	－
ニトロトルエン（２－ニトロトル	0.1 パーセント	0.1 パーセント

エンに限る。)		
ニトロトルエン（3－ニトロトルエンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
ニトロトルエン（4－ニトロトルエンに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ニトロプロパン（1－ニトロプロパンに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ニトロプロパン（2－ニトロプロパンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ピクリン酸	－	－
ブタノール（イソブチルアルコール及び1－ブタノールに限る。)	1 パーセント	1 パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2－ブタノールに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
ペンタクロロフェノール（別名 P C P）	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1 パーセント	0.1 パーセント
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
メチルピリジン（3－メチルピリジンを除く。)	1 パーセント	1 パーセント
硫酸亜鉛	1 パーセント	0.1 パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1 パーセント	1 パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト－トリル）を除く。)	0.3 パーセント	0.1 パーセント

別表第3（第3条関係）

有害性区分		令第18条第3号の含有量 （重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量 （重量パーセント）
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1 パーセント	1 パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1 パーセント	1 パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1 パーセント	1 パーセント
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1 パーセント	0.1 パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2 パーセント	0.1 パーセント
皮膚感作性	1	1 パーセント	0.1 パーセント

生殖細胞変異原性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	1 パーセント
発がん性	1	0.1 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
生殖毒性	1	0.3 パーセント	0.1 パーセント
	2	1 パーセント	0.1 パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1 ～ 3	1 パーセント	1 パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1 ～ 2	1 パーセント	1 パーセント
誤えん有害性	1	1 パーセント	1 パーセント